

生涯学習スクール「まなび」の設置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)(以下「県民ふれあい会館」という。)に生涯学習スクール「まなび」を設置し、県民の自主的な生涯学習活動への支援を行うとともに、学習者及び団体の交流の場として県民ふれあい会館の利用促進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 県民ふれあい会館において、登録団体が行う学習・文化・レクリエーションなどの生涯学習に関する講座・教室を総称して生涯学習スクール「まなび」(以下「生涯学習スクール」という。)と称する。

(事業)

第3条 県民ふれあい会館は、次の事業を行う。

- (1) 生涯学習スクールへの団体登録及び更新。
- (2) 登録団体への支援。
- (3) 登録団体への生涯学習交流の機会提供。
- (4) 生涯学習スクールの広報。

(団体の登録・変更・更新及び辞退)

第4条 生涯学習スクールで活動を希望する団体は、登録申請書(様式1)を県民ふれあい会館館長(以下「館長」とする。)に提出する。

2 館長は、第1回目の講座・教室開催日から2ヶ月間活動状況を確認し、第5条の登録基準に該当しているか審査のうえ登録書(様式2)を交付する。登録は、月の初日をもって始期とする。

なお、審査期間については、2ヶ月に満たない場合でも館長が認めた場合は登録することができる。

3 登録書の有効期間は、各指定期間の最終年度の末日までとする。

4 再度登録を希望する団体は、登録申請書(様式1)に発行済み登録書を添付のうえ、館長に提出するものとする。館長は、第5条の登録基準に該当していることを再度確認のうえ、申請団体に登録書を再交付する。

5 登録期間中、登録基準を満たしていないことが判明した場合は登録を取り消すものとする。

6 登録内容を変更したい場合は、登録申請書(様式1)に変更事項を記載し館長に提出し、承認を得るものとする。

7 登録を辞退する場合は、登録申請書(様式1)に発行済み登録書を添付のうえ、館長に提出するものとする。

(一部改正 28・4・1)

(登録・変更及び更新基準)

第5条 登録・変更及び更新にあたっての基準は次のとおりとする。

県民ふれあい会館で原則月1回以上講座・教室等を開催し、次の各号全てに該当するもの。

- (1) 継続的かつ計画的に学習・文化活動・趣味・レクレーション活動等の生涯学習を行うことを目的としていること。ただし、同種の講座・教室が既に存在する場合は、登録を見合わせる場合もある。
 - (2) 営利活動、政治活動、宗教活動を行わないこと。また公序良俗に反する活動や県民ふれあい会館の運営に支障を及ぼす活動を行わないこと。
 - (3) 原則として団体の代表者が県内に在住又は在勤、在学していること。
 - (4) 受講料は一回につき1,000円以下で営利を目的としないこと。ただし受講料のほかに教材費等として実費を徴収することができる。
 - (5) 原則として申請書記載内容について情報公開に同意すること。ただし、講師・指導者・代表者の住所及び連絡先等は個人情報保護の観点から公開しない。
 - (6) 広報紙・ホームページ・その他会館が発行する印刷物等への掲載に同意すること。
 - (7) 生涯学習スクールに加盟の団体や講師等を批判したり、受講生の取り合いにつながるような言動をしないこと。
 - (8) 受講生に対し、資格取得や教材購入等を強要しないこと。
 - (9) 館長が別に定める講座開催計画書を指定した期日までに届け出て利用許可を得ること。
- (一部改正 21・4・1)

(登録団体への支援)

第6条 県民ふれあい会館は登録団体に対し次の支援を行う。

- (1) 生涯学習スクールの活動内容は、会館広報紙やホームページ等で紹介する。
- (2) 「まなび・ふれあい交流会」を開催する場合は参加できる。この場合の施設及び設備利用料は無料とする。
- (3) 県民ふれあい会館に設置の「生涯学習情報提供コーナー」においてチラシ・パンフレット等の配架及びポスターの掲示等を行う。
- (4) 登録団体の希望により、会館広報紙・ホームページ・チラシ等で講座・教室等の受講生を募集する。
- (5) 登録団体については、優先的に施設の利用申込を受け付ける。
- (6) 登録団体が、生涯学習の発表を目的としてロビーを利用する場合は、生涯学習展示規程を適用する。

(一部改正 19・4・1)

(各登録団体の運営)

第7条 各登録団体は、代表者及び会員の相互理解のもとに自主的な講座・教室の運営を行うものとする。

(施設の利用許可)

第8条 施設の利用許可については、第6条第1項第5号を除き、鳥取県立生涯学習センターの利用許可等に関する規程に基づき行うものとする。

(情報の公開等)

第9条 県民ふれあい会館は、個人情報の重要性を認識し個人情報を確実に保護するため、公益

財団法人鳥取県教育文化財団個人情報保護規程に従い個人情報の適正な取り扱いに努める。

(一部改正 25・4・1)

2 県民ふれあい会館は、第5条第1項第5号以外の情報公開及び情報提供については事前に登録団体の同意を得ることとし、同意なしには第三者に情報提供は行わない。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

様式1

生涯学習スクール「まなび」

登録（新規・変更・更新・辞退）申請書

令和 年 月 日

県民ふれあい会館 館長 様

生涯学習スクール「まなび」に登録（新規・変更・更新・辞退）したいので、登録基準を承知のうえ下記のとおり申込みます。

講座・教室受講対象	・ 関係者のみで受講		・ 一般参加者受講可能	
講座・教室等の名称				
活 動 内 容 (詳細に記載のこと)				
活 動 形 態 と 時 間	実施時期や曜日、時間、回数等			
受 講 者 数	人			
受 講 料 等 徴 収 額	○1講座又は1教室 (1日又は1回あたり)		円 円)	
	○その他教材費や謝礼金を徴収する場合は 概算の金額		円	
講 師 ・ 指 導 者	氏 名 (フリガナ)		流派・資格・肩書き・経験等	
	住 所	〒		
	電 話		FAX	
申 込 者 (代 表 者)	氏 名 (フリガナ)		住 所	
			〒	
	電 話		FAX	
変 更 ・ 辞 退 希 望 日	令和 年 月 日から			

備 考 (ここは記入しないで下さい。)	審 査 結 果	登 録 番 号
	初回登録日：	

県民ふれあい会館

生涯学習スクール「まなび」登録団体登録書

登録番号	
講座・教室等の名称	
代表者	
初回登録日	
有効期限	
特典	<ul style="list-style-type: none">○ 優先的に施設利用申込ができます。○ 別途案内する「まなび・ふれあい交流会」を開催する時には、希望すれば参加できます。○ 登録団体の希望により、県民ふれあい会館が受講生を募集します。○ 情報紙・ホームページ等で紹介します。
注意事項	<ul style="list-style-type: none">○ 更新登録は、期限の1ヶ月前に手続きを行ってください。○ 変更等が生じた場合は速やかに届出してください。○ 登録期間中、登録基準を満たしていないことが判明した場合は登録を取り消します。○ 会館が指定した日までに講座・教室の開催計画書を提出してください。

上記団体を県民ふれあい会館生涯学習スクール「まなび」への加盟団体として登録しています。

令和 年 月 日

県民ふれあい会館

館長

印